

福岡県公報

平成30年7月20日
第4010号

目次

告示(第670号-第672号)

- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2

公告

- 大濠公園能楽堂の指定管理者の募集 (文化振興課) …………… 2
- 福岡県津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者の募集 (水産振興課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6

- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) …………… 6
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 6
- 落札者等の公示 (教育庁施設課) …………… 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 9

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通企画課) …………… 11

雑報

- 平成29年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) …………… 11

告示

福岡県告示第670号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字梅ヶ浦1744の2、1744の10、1744の11、1744の6(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字梅ヶ浦1744の2・1744の10・1744の11(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第671号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字箸立2593の13、字荒平2602の31から2602の38まで、2602の63、2602の65、2624の8、2624の9
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第672号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字椎場2892の25
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
ダム用地とするため

公 告

公告

大濠公園能楽堂の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
大濠公園能楽堂	福岡市中央区大濠公園1番5号

- 予定される指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。
- 応募資格
次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。
(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 大濠公園能楽堂（以下「能楽堂」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 能楽堂における福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第4条の許可に関する業務
- (3) 能楽堂における使用料の徴収に関する業務
- (4) 能楽堂の施設及び設備の維持及び保守に関する業務
- (5) 能楽堂の県内外への普及広報、情報発信に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から能楽堂の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(6)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 能楽堂の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が能楽堂の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

- (1) 申請
指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成30年7月20日（金）から同年9月18日（火）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成30年9月18日（火）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成30年8月8日（水）午後2時00分から

イ 場所

能楽堂

7 その他

県は、指定管理者と能楽堂の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第一係

電話 092-643-3382 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設	福津市津屋崎

2 予定される指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 荒天など緊急時の対応業務
- (5) 漁船とプレジャーボートの利用調整に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理を行うことができると認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(4) 福岡県漁港管理条例（昭和39年福岡県条例第70号）及び福岡県漁港管理条例施行規則（昭和39年福岡県規則第55号）の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成30年7月20日（金）から同年9月18日（火）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成30年9月18日（火）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成30年8月2日（木）午後1時30分から

イ 場所

福津市津屋崎ヨットハーバー 管理棟 研修室（福津市渡1893番1地先）

7 その他

県は、指定管理者と津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係

電話 092-643-3565 ファクシミリ 092-643-3567

E-mail : suisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市山隈字柳300番3、300番22、300番23、300番31、300番32、300番35、300番37、307番11、307番12、307番14から307番16まで、308番1から308番3まで、308番5、308番6、310番1から310番3まで、311番1、311番2、311番4、312番1、312番3、312番4、312番10の一部、312番11から312番13まで、312番14の一部、312番17から312番21まで、313番1、313番5、314番1から314番4まで、314番5の一部、314番6から314番10まで、315番9の一部、315番10、316番1、316番6、316番7、317番1、317番3から317番5まで、318番1、318番7から318番9まで、319番1、319番2及び319番6から319番8まで並びに上岩田字杉山808番1、809番1、809番13から809番15まで、810番1、811番1、813番1及び813番9並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2066番地の2

株式会社G-stage

代表取締役 栗山 清規

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市吉留字惣原515番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市吉留字惣原515番地1
社会福祉法人和奏会
理事長 今井 公人

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ホームプラザナフコ 甘木インター店
 - (2) 所在地 朝倉市大字甘木字椿427番1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該店は都市計画法に基づく開発行為の許可を受けていると思われるが、今回の変更届出によると開発行為により確保した調整池に増築が行われようとしているため、排水計画等の協議が必要ではないかと思われる。したがって、開発行為の変更申請が必要であり、福岡県建築都市部都市計画課開発係と十分に協議を行ったうえで、変更

するよう申し上げる。

その他、届出があった当該店を設置している者の変更事項届出書に記載する事項について、特段の問題はない。

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年7月2日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号
本多 啓一郎	二級建築士	福岡県知事登録 第30853号

- 3 免許の取消しの理由

当該建築士は、二級建築士試験を受験する際、受験申込書に虚偽の事項の記載を行い、不正の手段によって同試験を受験した結果、当該試験に合格し、二級建築士の免許を取得していたことが確認されたため、平成30年7月2日に福岡県知事から建築士法第13条の2第1項の規定により、二級建築士試験の合格取消しの処分を受けた。このことは、同法第9条第1項第5号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成30年7月10日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社浜洲製作所	糟屋郡宇美町宇美中央2-3-17	濱洲 絹子	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

平成30年7月20日から平成30年7月23日までの4日間

4 処分の原因となった事実

株式会社浜洲製作所は、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

電子黒板等賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

122,796,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年5月11日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察多元情報分析システム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年8月1日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察多元情報分析システム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年2月1日から平成38年1月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成30年8月29日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2234
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成30年7月20日（金曜日）から平成30年8月28日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成30年8月29日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

- 福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
平成30年8月30日（木曜日）午後2時00分
- 11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the contract matter
A lease contract for multiple-source information analysis system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on August 29, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2234)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第200号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成30年7月20日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
平成30年7月6日から同年8月6日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

雑報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済

組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年7月20日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 井上 澄和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収入											
負担金	7,068,938	18,911,859	992,455	105,905		255,804	269,862				
掛金(組合員保険料を含む)	7,145,417	11,774,114	992,444				200,497				
特定健康診査等収入							81,240				
組合員貸付金利息								48,874			
受託商品手数料										12,032	
補助金・交付金	672,786					124,542			229		
利息及び配当金等					45,386	80	570	488,083			4
その他の収入	6,675					32		34,439			3,193
他経理から繰入金						47,178					
前年度支払準備金	1,113,486										
計	16,007,302	30,685,973	1,984,899	105,905	45,386	427,636	552,169	522,522	49,103	15,225	4
支出											
給付金	7,178,308										
役員給与						179,669	34,299	5,170	14,170	1,756	
旅費・事務費						18,722	3,964	8,035	4,632	913	
支払利息					45,386			395,707	17,418	2,359	
前期高齢者給付金、後期高齢・病床支援金	5,252,036										
老人・退職者拠出金、介護給付金	1,382,223										
連合会払込金	175,203								2,453		
連合会拠出金	604,054										
連合会分担金						43,339	5,643				
負担金払込金・掛金払込金		30,685,973	1,984,899	105,905							
事務費負担金払込金						113,815					
厚生費(保健事業)							492,401				
特定健康診査等費							14,512				
その他の支出	7,582					72,651	19,493	6,979	9,398	6,612	
他経理へ繰入金	47,178										
次年度支払準備金	1,110,949										
計	15,757,533	30,685,973	1,984,899	105,905	45,386	428,196	570,312	415,891	48,071	11,640	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	249,769	0	0	0	0	△ 560	△ 18,143	106,631	1,032	3,585	4

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	3,174,586	1,942,929	133,815	1,019	490,794	936,688	2,112,451	24,297,911	110,225	554,575	513
	固定資産					5,961,886	15,399	1	48,868,285	2,004,270		
	資産合計	3,174,586	1,942,929	133,815	1,019	6,452,680	952,087	2,112,452	73,166,196	2,114,495	554,575	513
負債	流動負債	576,778	1,942,929	133,815	1,019		4,602	11,103	67,502,381	125	1,028	
	固定負債	1,110,949				6,452,680	438,055	98,257	5,062	858,402	417,000	
	負債合計	1,687,727	1,942,929	133,815	1,019	6,452,680	442,657	109,360	67,507,443	858,527	418,028	0
純資産	資本剰余金											
	利益剰余金(欠損金)	1,486,859					509,430	2,003,092	5,658,753	1,255,968	136,547	513
	純資産合計	1,486,859	0	0	0	0	509,430	2,003,092	5,658,753	1,255,968	136,547	513
	負債・純資産合計	3,174,586	1,942,929	133,815	1,019	6,452,680	952,087	2,112,452	73,166,196	2,114,495	554,575	513